

労働者派遣個別契約書

契約 No. 1 2 3 4 5

株式会社〇〇(乙)は、△△株式会社(甲)に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

令和7年3月20日

③派遣先事業所 名称及び所在地	(名称) △△株式会社 北海道支店	(所在地) 札幌市中央区××-××	(電話) (011) 123-4567
③就業場所	☆部署名や電話番号といった、派遣元事業主が派遣労働者と連絡がとれる内容を記載すること。 (名称) (所在地) (部署) △△株式会社 北海道支店 道央工場 石狩市□□町××-×× 水産加工開発部 新商品開発課 (電話) (0133)〇〇-〇〇〇〇		
③組織単位	新商品開発課(新商品開発課長) 組織単位を特定(組織の名称、組織の長の職名)を明記		
①業務内容	新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 (派遣法施行令第4条第1項第3号に該当)		
②業務に伴う 責任の程度	□付与される権限なし ■付与される権限あり [副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)]		
⑤派遣期間	令和7年4月1日から令和7年9月30日		
⑤就業日	月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13~8/16は除く)		
④指揮命令者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課	(役職) 新商品開発課第一係長	(氏名) ★★ ★★
⑪派遣先責任者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (氏名) ◎◎ ◎◎	(役職) 水産加工開発部新商品開発課長 (電話) (0133) 〇〇-××××	内線△△△△
⑪派遣元責任者	(部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター	(氏名) ●● ●●	(電話) (0123) △△-××××
⑥就業時間 (休憩時間)	例) 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)		
⑫時間外(休日) 労働	☆派遣元事業主が「時間外労働休日労働に関する協定届」を労働基準監督署に届出していること。 例) 1日5時間月36時間年360時間(休日労働月2日9時から20時までの8時間) ※派遣元36協定の届出の範囲内とする。		
⑬福利厚生	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える診療所については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならないこととする。 ☆便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。		
⑱派遣人員	1人	⑯派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	「無期雇用派遣労働者に限定する」 「60歳以上の者に限定する」 「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない」
⑮派遣労働者を 協定対象労働 者に限定する か否かの別	☒ 協定対象労働者に限定 ☐ 限定しない		
⑧苦情の申出先 処理方法 連携体制	(1) 苦情の申出を受ける者 『申出先』(乙 派遣元) (部署) (役職) (氏名) (電話) 派遣事業部 派遣事業部長 ※※ ※※ (0123) ××-〇〇〇〇 『申出先』(甲 派遣先) (部署) (役職) (氏名) (電話) 水産加工開発部 水産加工開発部長 ## ## (0133) ××-△△△△		

	(2) 苦情処理方法、連携体制等 ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
⑦安全及び衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の規定を適用する。
⑨派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 (2) 派遣先における就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の派遣期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、乙が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないときは少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。
⑭派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	(派遣元が職業紹介を行える場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする(ただし手数料表の範囲内とする)。 (派遣元が職業紹介を行えない場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。
備 考	⑰ (※派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項に該当する場合に記載のこと) 例) 介護休業の代替要員として派遣 ・休業する労働者 ○○ ○○ ・休業する労働者の業務 新商品開発課内における会議資料等の作成業務 ・休業の開始：令和7年5月1日 終了予定日：令和8年3月31日

(派遣先)

(甲)(所在地)札幌市中央区××-××

(事業所名)△△株式会社 北海道支店 ◇◇ ◇◇

(派遣元)派 01-300000

(乙)(所在地)恵庭市○○町○○-○○-○○

(事業所名)株式会社○○ 代表取締役▲▲ ▲▲

労働者派遣個別契約書(別紙)

契約 No. 1 2 3 4 5

令和7年3月20日

⑩紹介予定派遣に関する事項（※紹介予定派遣の場合）

(1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等	
契約期間	期間の定めあり（令和○年○月○日～令和○年△年△日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回）
業務内容	（雇入れ直後） 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成 （変更の範囲） ○○事務
試用期間に関する事項	なし ※（有の場合はその期間を記載。ただし紹介予定派遣により雇い入れた労働者について試用期間を設けることは望ましくない。）
就業場所	（雇入れ直後） △△株式会社 北海道支店 道央工場 水産加工開発部新商品開発課 （〒000-0000 石狩市□□町××-×× 電話（0133）○○-○○○○） （変更の範囲） △△株式会社 北海道支店 道東工場 水産加工開発部新商品開発二課 （〒000-0000 釧路市□□町××-×× 電話（0154）○○-○○○○）
始業・終業	9時00分から18時00分
休憩時間	12時00分から13時00分までの60分間
所定時間外労働	有（1日5時間、月36時間、年360時間の範囲内）
休日	毎週土、日、祝日、夏季休暇（8/13～8/16）、年末年始（12/30～1/7）
賃金	基本賃金：月給180,000～240,000円（毎月15日締切、毎月20日支払） 通勤手当：通勤定期券代の実費相当（上限月額35,000円） 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率（所定時間外：法定超25%、休日：法定休日35%、深夜：25%） 昇給有（0～3,000円/月） 賞与有（年2回、計1ヶ月分）
社会保険の加入状況	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有
労働者を雇用しようとする者の名称	△△株式会社
就業場所における受動喫煙防止措置	屋内禁煙
(2) その他	
・派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。	

「労働者派遣個別契約書」の記載事項

① 派遣労働者が従事する業務の内容

可能な限り詳細に記載すること。

政令第4条第1項の業務である場合は、日雇派遣が可能な業務であることを契約当事者間で認識を共有するため、当該「号番号」を記載すること。

※日雇派遣が行われないことがあきらかな場合を除く

- i) 無期雇用労働者(a)の労働者派遣に限る場合
- ii) 雇用契約が31日以上の有期雇用労働者(b)の労働者派遣に限る場合
- iii) (a)又は(b)の労働者派遣に限る場合

上記i～iiiのいずれかであり、かつその旨が労働者派遣契約に明記されていること。

② 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等、派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度について共通認識を持つことができるよう、より具体的に記載することが望ましい。

③ 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（組織の名称、及び組織の長の職名）

④ 就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

指揮命令する者の部署、役職及び氏名

⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

期間については、具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日、就業する日については、具体的な曜日又は日を指定。

シフト制により就業日が定まらない場合はその旨を記載【記載例（別添シフト表による）】し、労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑥ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

シフト制により定まらない場合はその旨を記載【記載例（別添シフト表による）】し、労働者派遣期間分のシフト表を添付すること。

⑦ 安全及び衛生に関する事項

派遣労働者が業務遂行するに当たっての安全・衛生を確保するための必要事項を記載すること。

⑧ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者（氏名の他、部署、役職、電話番号を記載）、苦情処理する方法、連携のための体制等を記載すること。

⑨ 派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

⑩ 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項（別紙参照）

- ・ 紹介予定派遣であること
- ・ 予定される従事すべき業務内容及び労働条件等
- ・ 派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を書面の交付等の方法により派遣元に明示する旨
- ・ 雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取り扱いについて、労働者派遣期間を含めて算入する場合はその旨
- ・ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

⑪ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

- ・ 役職、氏名及び連絡方法を記載すること。
- ・ 派遣労働者の業務内容が製造業務の場合は、製造業務専門派遣元（先）責任者である旨も記載

⑫ 労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑤の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業する日の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

⑬ 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。

法第 40 条第 3 項の規定に基づき利用機会を付与しなければならない給食施設、休憩室及び更衣室以外について記載すること。

⑭ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

⑮ 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

⑯ 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

⑰ 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項

該当する場合に記載すること。

○有期プロジェクトの業務について労働者派遣を行うときは、

- ・ 法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号イに該当する旨

○日数限定業務について労働者派遣を行うときは、

- ・ 法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号ロに該当する旨
- ・ 当該派遣先においてその業務が 1 ヶ月間に行われる日数
- ・ 当該派遣先の通常の労働者の 1 ヶ月間の所定労働日数

○育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、

- ・ 派遣先において休業する労働者の氏名、業務、休業の開始及び終了の予定日

○介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、

- ・ 派遣先において休業する労働者の氏名、業務、休業の開始及び終了の予定日

⑱ 派遣労働者の人数

〔補足〕

○労働者派遣契約の再契約について

①～⑯の内容を一部変更し、再度契約を締結する場合は、一部変更事項を定めることで足り、すべての内容の定めを行うことは要しない。

人数を変更する場合は、併せて、人数を定めることで足りる。

○労働者派遣契約の電磁的記録による作成（令和 3 年 1 月 1 日省令改正）

書面によらず、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調整する方法により作成することができる。